

## 呉市空家等対策計画作成協議会について

### ■ 趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の施行（平成27年2月26日一部施行，同年5月26日全面施行）に伴い，法第6条に規定する「空家等対策計画」の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため，法第7条に規定する「協議会」として呉市空家等対策計画作成協議会（以下「協議会」という。）を平成27年7月に設置しています。

### ■ 根拠法令等

- ・法第7条
- ・呉市空家等対策計画作成協議会運営要綱（平成28年7月25日実施）

### ■ 協議事項

- ・空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- ・その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項

#### ◎ 空家等対策計画に定める事項【法第6条2項】

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

### ■ これまでの協議会の開催経過

開催年度	開催回	開催日	主な内容
H28年度	第1回	H28.8.18	・協議会の概要について ・本市の空き家の現状とこれまでの取組と現在の実施体制について ・呉市空家等対策の方向性について
	第2回	H28.9.28	・呉市空家等対策計画(素案)について
	第3回	H28.10.28	・呉市空家等対策計画(案)に対する意見の募集について
	第4回	H29.1.26	・呉市空家等対策計画(最終案)について

【参考】

◎ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

（空家等対策計画）

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3・4 （略）

（協議会）

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 呉市空家等対策計画作成協議会 委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等 名
市町村長	新 原 芳 明	呉市長
市町村議会議員	中 原 明 夫	呉市議会副議長
学識経験者 (法務)	日 野 真 裕 美	弁護士
学識経験者 (不動産)	村 石 雅 昭	(公社)広島県宅地建物取引業協会 呉支部長
学識経験者 (建築)	篠 部 裕	呉工業高等専門学校教授
学識経験者 (建築)	武 内 盟 子	広島県建築士会 呉地区支部事業委員長
学識経験者 (税務)	浅 井 公 子	税理士
学識経験者 (行政)	古 田 康 博	広島県行政書士会 呉支部長